

質問第九四号

存立危機事態の要件該当性を判断するに当たっての「戦禍」及び「国民が被ることとなる犠牲」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十二月十七日

小西洋之

参議院議長 関口昌一 殿

令和七年十一月七日の衆議院予算委員会において、高市早苗内閣総理大臣も「存立危機事態の認定に際しまして、個別具体的な状況に即して、主に、攻撃国の意思、能力、事態の規模、態様などの要素を総合的に考慮して、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性ですとか、それから国民が被ることになる犠牲の深刻性そして重大性などから判断するということ、判断するべきものだと考えておりますので、政府として持ち得る全ての情報を総合して判断する、これは当然のことだと思っております。」と答弁した。

以下質問する。

一 これらの答弁にいう「戦禍」とは、具体的にどのような状況を想定しているのか。また、どのような戦禍がどうやって及ぶのかを具体的に示されたい。

二 これらの答弁にいう「国民が被ることとなる犠牲」とは、具体的にどのようなことを想定しているのか。死傷者が含まれるか。

三 これらの答弁にいう「深刻」な「国民が被ることとなる犠牲」とは何か、具体的に説明されたい。
右質問する。